

第3章 計画の基本方針

1. 基本理念

本市ではこれまで、変化する社会情勢に合わせて、地域で子どもを安心して生み育てることができるよう、子育て支援センター等を設置したり、子育てサロンを実施したりするなど、地域全体で子育てを見守り、支援する体制づくりを進めてきました。

本計画では、第1期宮若市子ども・子育て支援事業計画の基本理念を継承するとともに、宮若市子ども・子育て会議における意見を踏まえ、すべての子どもや子育て家庭を対象に一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障し、「子どもの最善の利益」が実現されるまちづくりを進めます。

そのため、次世代育成支援行動計画で掲げてきた基本理念である『すべてのこどもの笑顔のために みんなで支える子育てのまち』を踏まえ、子どもの権利を守り、一人ひとりが個性を持ち、笑顔ですくすくと育つことができる環境を整えます。

基本理念 ▶ すべてのこどもの笑顔のために みんなで支える子育てのまち

2. 基本目標

基本目標1 地域における子育ての支援【地域子育て支援】

ライフスタイルの変化、仕事と家庭の両立などにより、多様な保育サービスへのニーズが近年高まっています。必要なサービスが必要な時に受けられるよう、地域における様々な子育て支援サービスと情報提供の充実を図ります。また、子育て家庭を地域全体で見守るための子育て支援センターの充実、子育て親子の交流の場の充実を図ります。

基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進【保健】

心身ともに健康で生活することは、すべての人が持っている当然の権利であり、すべての事象の原点となり、それ自体、何にも換えることなどできない重要な視点です。

妊婦健康診査や乳幼児全戸訪問等、国や県の規定に従い、保健、医療、福祉等各分野で連携して、親と子の健康の確保と増進に努めます。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備【教育】

核家族化や地域におけるつながりの希薄化などを背景として、児童虐待の増加やいじめ、不登校といった子どもを取り巻く環境の問題が深刻化しています。

本市では、子どもたちが次代を担う社会の一員として成長できるよう、学校・家庭・地域における教育環境の整備に努め、子どもの「生きる力」を育むために学校・家庭・地域が連携した取り組みを推進します。

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備【生活環境】

子どもを安心して生み育てることができるよう、身近な公園やベビーカーでも利用しやすい道路や施設整備など、バリアフリーのまちづくりを進めます。

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進【仕事と家庭の両立支援】

女性の社会進出が進み、結婚・出産しても働き続ける女性の姿が多くみられます。仕事と子育ての両立を推進するための様々なサービスの充実に努めるとともに、市内事業所に特定事業主行動計画の策定を促し、母親が働きやすい環境づくりを進めます。

基本目標6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進【ライフステージに応じた支援】

多様な働き方や生き方に合わせて、子育て等に係る必要な支援を受けることができるとともに、すべての子どもが健やかに成長することができるよう、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点に立った取り組みを進めていきます。

基本目標7 子ども等の安全の確保【安全対策】

本市では、自治会、老人会、PTA、地元企業などの団体と連携を図りながら、子どもたちの登下校時の見守り活動などを行い、安全の確保に努めます。

基本目標8 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進【要保護児童対策】

細やかな支援が必要な子どもとその保護者が安心して生活できるよう、障がい児に対する福祉サービスなどを充実します。

また、虐待等の個別ケース事例が年々増加傾向にあり、内容も多岐にわたるため、迅速かつ適切な対応をするために、家庭児童相談員による相談支援のさらなる充実を図るとともに、要保護児童対策地域協議会にて関係機関との連携を図り、適切な支援を行います。